

議案第146号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和元年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
C第306号線	84 62	4 00	さいたま市桜区中島一丁目79番8地先	さいたま市桜区中島一丁目79番16地先	
K第501号線	134 60	4 30	さいたま市緑区原山一丁目411番42地先	さいたま市緑区原山一丁目417番7地先	
L第1356号線	46 55	4 30	さいたま市緑区松木一丁目17番11地先	さいたま市緑区松木一丁目17番6地先	
M第735号線	80 29	4 00	さいたま市南区大字大谷口字向2523番18地先	さいたま市南区大字大谷口字向2525番2地先	
12895号線	78 53	6 00	さいたま市北区今羽町389番7地先	さいたま市北区今羽町389番14地先	
12896号線	126 91	6 00	さいたま市北区今羽町389番25地先	さいたま市北区今羽町389番21地先	
22589号線	76 69	4 00	さいたま市見沼区大字蓮沼字丸山1513番16地先	さいたま市見沼区大字蓮沼字丸山1513番3地先	
32934号線	76 77	4 00	さいたま市西区大字内野本郷字本村581番12地先	さいたま市西区大字内野本郷字本村584番3地先	
32935号線	73 61	4 50	さいたま市西区大字内野本郷字本村581番11地先	さいたま市西区大字内野本郷字本村581番1地先	
32936号線	60 70	4 00 ～ 6 00	さいたま市西区三橋六丁目1798番5地先	さいたま市西区三橋六丁目1798番20地先	
32937号線	46 12	4 00	さいたま市北区奈良町97番96地先	さいたま市北区奈良町97番100地先	
32938号線	58 89	4 00	さいたま市大宮区三橋一丁目269番1地先	さいたま市大宮区三橋一丁目269番9地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
1 7 7 6 号 線	55 31	4 00	さいたま市岩槻区大字小溝字本765番33地先	さいたま市岩槻区大字小溝字本765番32地先	